

2021年12月議会最終日質疑「森都心プラザ指定管理」

上野 みえこ

経済委員会で審議されたくまもと森都心プラザの指定管理者指定についてお尋ねいたします。

プラザ図書館の指定管理にかかわって7点伺います。

(1)設置目的を効果的に達成するために指定管理者がこの間行ってきた取り組みについてご説明ください。

(2)郷土資料や行政資料等の資料収集とその利活用についてはどのように行われているでしょうか。

(3)指定管理者は、学校・博物館・公民館・研究所等との連絡・協力は、どのようなに行っているのでしょうか。

(4)社会教育による学習の成果を活用しての教育活動などの機会提供についてはどのように取り組まれてきたのでしょうか。

(5)指定管理者による運営状況の評価はどのように行われているでしょうか。評価手法や評価の内容についてご説明ください。

また、それをもとにどのような改善が図られてきたのでしょうか。

(6)2021年度の指定管理から、図書館部門の担当事業者が紀伊国屋から「図書館流通センター」変わったのはどういう理由からでしょうか。

(7)熊本市が毎年行っている評価は、どのような体制で行われているのでしょうか、専門家は入っていますか。専門的な見地での評価はどのようにされているのでしょうか。

森都心プラザ全体の指定管理で、4点伺います。

(1)本市の「指定管理者制度に関する指針」では、選定方法について「複数の申請者から事業計画書を提出させることとなっている」と書かれています。森都心プラザの指定管理者選定には、今回の議案となっている分が4回目であり、1回目の業者選定に4事業者の申請があったものの、2回目以降はすべて1事業者の申請しかありません。公募と言うからには複数事業者が申請に参加した選定にすべきではないでしょうか。

また、この事業に参加できる事業体はどのくらいあるのでしょうか。

(2)森都心プラザ管理運営共同企業体の構成事業者である(株)九州総合サー

ビスと(株)パブリックビジネスジャパンは、本市の指定管理者施設の管理者にいくつも名を連ねています。公募施設数と、2つの事業者が指定管理を行っている施設数をそれぞれお示しく下さい。

(3) 2021年度の指定管理料における積算上の人件費額はいくらでしようか。

(4) 今回指定管理者に選定されている企業体の構成企業の一つに「あつまるホールディングス」があります。この企業は、来年1月20日に熊本県主催の在籍型出向セミナー・熊本市主催の在籍型出向相談会&マッチング会の合同企画の受託会社です。その広報チラシには、熊本選出の代議士を顔写真入りで紹介、ビデオメッセージがあると案内しています。言うまでもなく政治的中立は自治体運営の基本です。それを全く歪めるチラシを作成するような民間事業者が指定管理者の構成企業であることは公の業務の受注資格にもかかわる重大な問題であり、極めて不適切であると考えますが、いかがでしょうか。

図書館の7点目とプラザ全体の1点目を市長に、その他は教育長ならびに関係局長にお尋ねします。

(答弁)

図書館は、図書館法を根拠法とし、社会教育法の精神に基づき、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的としています。しかし、管理運営が民間に委ねられ、本来の図書館機能が矮小化され、本来機能に追加されてこそ意義がある集い交わる「場」としての図書館が中心的なサービスになっていく問題点があると、専門家が指摘する状況が全国各地で生れています。

図書館事業の評価では、市長が答弁されたように、司書資格を持った職員が現場に出向いての年2回の調査が行われています。一方、資産マネジメントでは「指定管理者管理運営の評価結果」を全庁的に纏めていますが、施設ごとの評価は、1つの施設につき2ページから4ページ程度という簡素なもので、森都心プラザは、ビジネス支援、図書館、ホー

ルを持つ大規模な複合施設でありながら、わずか3ページで、市立図書館職員が行った調査結果は反映されていません。これは、ビジネス支援やホール事業などとともに複合施設として、図書館の管理運営までも民間に委ねたことから来る矛盾です。答弁では、設置目的達成のために、図書館法に基づく管理運営に努めていると縷々述べられました。市立図書館から出向き調査するくらいなら、公立図書館として運営すべきです。しかも、森都心プラザが開館して約10年になりますが、10年間プラザ図書館の業務を担ってきた紀伊国屋が構成企業から撤退し、今年度から「図書館流通センター」に変わりました。日本図書館協会は、「事業の継続性確保」が図書館固有の業務形態を維持するうえで重要であると指摘していますが、その指摘に逆行するものです。

図書館法に基づく、教育機関としての機能を維持した運営には、経済観光局の所管で、複合施設の一部として民間に委ねてはできません。森都心プラザから切り離し、公立図書館として、教育委員会に位置付け、教育としての図書館業務を発展させていくべきです。是非直営戻していただくようお願いしておきます。

事業者の選定では、参加事業者は1回目を除き毎回1事業者です。市長は、この事業に参加できる事業者数の把握は困難と答弁されましたが、多数の事業者が参加可能であることは確かです。しかし、複数の応募に至らず、全く競争性がないまま、長期独占的に指定管理を続けるのは、指定管理者制度の趣旨にそぐわないものです。

しかも、局長答弁にあったように、九州総合サービスは11施設・パブリックビジネスジャパン18施設の指定管理を行っていますが、公募の指定管理施設196カ所のうち不動産事業者が行っている市営住宅を除けば、市内の公募による指定管理施設は60カ所です。パブリックビジネスジャパンが3分の1、九州総合サービスが5分の1に参入しています。競争性と言いながら、実際は大部分の施設を特定の企業が独占的に管理運営するような状況です。市長は、「複数の申請につながるよう研究していく」と答弁されましたので、速やかな改善をお願い致します。

ここで、1点経済観光局長にお尋ねします。

先ほど、森都心プラザの指定管理事業体の構成企業が受託者の事業で、不適切な点があると指摘しましたが、局長は、「法令に反する事実はないから問題はない」と答弁されました。しかし、私どもにはチラシを見た市民から「行政がやるセミナーや相談会に国会議員を顔写真入りで紹介するはおかしくないですか、政治的な催しにはいきたくない」との声がありました。地方自治法には、「住民は、地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利がある」と規定されています。同時に憲法には、政治や宗教の自由が規定されており、ひとりひとり違う考えがあります。特定の政治家を掲載したことによって、住民の公平な参加の機会が奪われていることは不適切ではないでしょうか。

(答弁)

今回指摘したセミナーは、熊本労働局と事例報告の民間企業代表者が報告者ですが、チラシには、写真どころか、名前も紹介されていません。メインの報告者こそ掲載すべきであり、代議士だけを写真付きで掲載することは中立であるべき公の業務を歪めています。自治法では、「公の施設についても「住民の利用に不当な差別的取扱いをしてはならない」と規定しています。公平・公正・中立という公の業務の基本すら理解できていない事業者に、公の施設の管理運営がきちんとできるのか、資格に関わる問題であるという点を指摘して、質疑を終わります。